

在学生の皆さんへ おしらせ

＜未来支援基金＞の創設と

経済的困窮者に対する学費減免制度の実施について

■ 未来支援基金の目的

近年、家庭の経済的困窮を理由に、退学あるいは除籍を余儀なくされる学生が増加しています。

＜未来支援基金＞は、本学へ入学の後に、家庭の事情の大きな変化（例：保護者の死亡、病気、失職等）によって経済的困窮に見舞われ、学納金の納入が困難になったが、なお勉学意欲を維持し、就学の継続を希望する学生に対して、本人からの申請に基づき、学納金の免除あるいは減額を行う目的で運用する基金、すなわち当該学生の「未来」をサポートする基金です。

■ 申請の時期について

原則として各学期ごとの申請とするが、本規程に定める事情が生じた場合には、個別の申請も可能とする。

■ 対象者となる要件：以下の要件のすべてに該当する学生が対象です。

- ① 本学へ入学の後に、突然の家計の状況変化によって当該期または次期の学納金の納入が困難に陥ったこと。
- ② 勉学意欲を持ち続け、就学の継続を希望すること。
- ③ その時点までの学修状況が良好*で、順調に卒業可能な単位取得**ができていていること。

*直近のG P Aが 2.5 以上であること。

**取得単位数が以下の基準以上であること。

1 年次前期修了時：10 単位	1 年次後期修了時：30 単位
2 年次前期修了時：50 単位	2 年次後期修了時：70 単位
3 年次前期修了時：90 単位	3 年次後期修了時：100 単位
4 年次前期修了時：110 単位	

* 卒業延期（4 年次留年）となった学生は申請資格を失う。

- ④ 申請時までの学納金を納付済みであること。

■ 学納金の減免額

- 本人からの申請に基づき、学長の下に設置される審査委員会が決定します。
- 1 年間の学納金（約 100 万円）を減免額の上限とします。
- 次学期あるいは次年度に重ねて申請することを認め、また、あらかじめ次年度の更新を申請することも可とします。

■＜未来支援基金＞の財源

現在、この基金は、名古屋経済大学同窓会、名古屋経済大学短期大学部同窓会、および学校法人市邨学園研究協力基金よりそれぞれ 1,000 万円の寄付をいただき、総額 3,000 万円で運用を開始しています。

今後、同窓生をはじめ市民や企業に趣旨を訴え、1 億円を目標に基金の積み上げを進めることを計画しています。基金が潤沢になり、「給付型奨学金」として運用することも可能になることを期待しています。

また、将来、この基金を利用して学業を全うし、社会人となった卒業生から、基金の維持のために応分の寄付をいただけることを期待しています。

未来支援基金の運用に基づく学費減免措置申請書に記載を求める事項

【申請書】

1. 申請者氏名等
2. 保護者氏名・職業
3. それまでの家計の状況
主たる家計維持者と世帯の総収入（*所得証明等添付）
※収入の証明書は、日本人学生は必須、留学生はできるだけ添付すること。
4. 学納金の納入が困難になった理由（*その事実を証明する資料等を添付）
5. 家計の状況改善の見通し如何
6. 学業に関する申請者の思い（本学へ入学した目的、卒業後の抱負等）

【ゼミ担当教員所見】

7. ゼミ担当教員の所見

◎ この基金による支援（学納金の免除または減額）を希望する学生は、学務総合センターの学生支援担当、もしくは所属するゼミの担当教員に申し出てください。